

2020年3月24日

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
お客様に対するガス料金の特別措置について

幸手都市ガス株式会社

この度、経済産業省関東経済産業局より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的にガス料金の支払いが困難な事情があるお客様に対して、ガス料金の支払猶予等に係る要請を受けました。

これを受け、弊社は、生活に影響を受けられているお客様からお申し出を受けた場合に、下記のとおりガス料金の特別措置を講ずることといたします。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様から、弊社にお申し出があった場合。

2. 特別措置の内容

2月検針分(支払期限日※が3月25日以降となるもの)、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

※ ガスの検針日の翌日から起算して50日目

3. 特別措置適用のご相談・お申し込み先

幸手都市ガス株式会社 業務部

【電話】 0480-42-4311

【受付時間】 8:30～19:00

以上